

「保険会社のグループ経営に関する規制の見直しについて」の概要
 【金融審議会金融分科会保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ報告】(平成23年12月2日)

外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

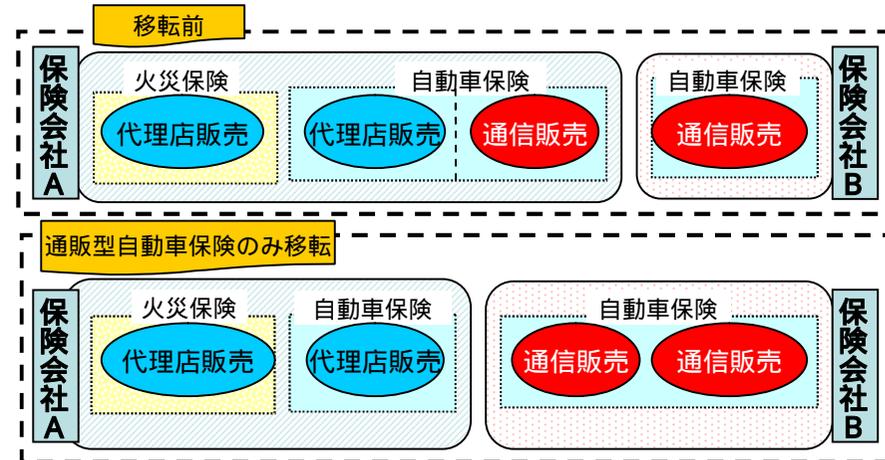
保険会社が子会社とすることができる会社(子会社対象会社)は、保険会社、銀行、保険業を行う外国の会社等、一定の範囲に限定。

・買収した外国保険会社の子会社のうち、子会社対象会社以外の会社についても、原則として一定期間内に限り保有を認める。

保険契約の移転に係る規制のあり方の見直し

保険会社の保険契約を他の保険会社に移転する場合、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約は包括して移転しなければならない(移転単位規制)。

保険契約の移転に係る認可制は維持しつつ、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から所要の措置(異議申立手続きの成立要件の引下げや情報提供の充実等)を講じた上で、移転単位規制を撤廃。



保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制の見直し

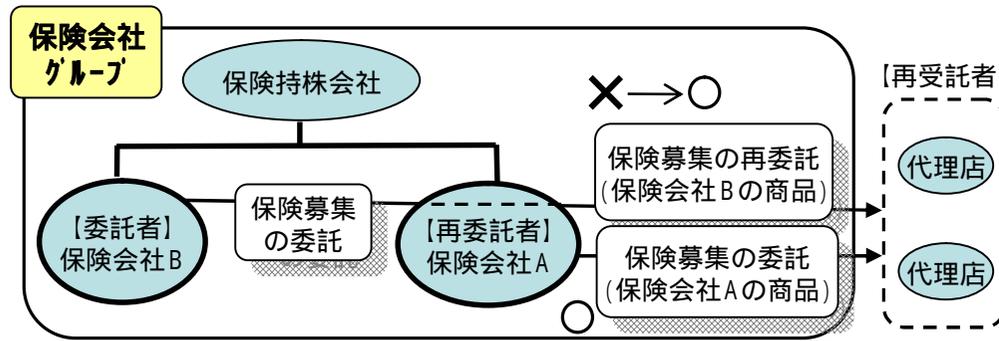
保険会社の同一人に対する資産の運用の額には、一定の上限(総資産の10%)が設けられている(大口与信規制)。

保険子会社の株式について、大口与信規制の適用対象から除外(内閣府令改正)。

同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託

保険募集の委託については、保険会社からの直接の委託しか認められておらず、再委託は認められていない。

同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再受託者とする場合には、保険募集の再委託を認める。



保険契約の移転に係る販売停止規定の撤廃

保険契約の移転手続中は、移転元会社は移転対象契約と同種の保険契約の締結をしてはならない(販売停止規定)。

移転対象となる保険契約の募集を移転手続中に行う際、保険契約が移転先会社に移転されることにつき契約者の承諾を得ることを保険会社に義務付けた上で、販売停止規定を撤廃。